
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。
定足数に達しておりますので、これから会議を再開します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「委員会報告」
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。
大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 6 年下川町議会定例会 3 月定例会議の運営について、3 月 18 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。
当日は、今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。
町長提案の追加件数は 3 件で、内容は、一般議案 2 件、補正予算 1 件でありました。
議会提案の追加件数は 8 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 7 件であります。
次に、提案議案等の審議要領等についてであります。町長提出案件 3 件、議会提案 8 件、合わせて 11 件につきましては、いずれも提案日に本会議において報告、審議を行うことにいたしました。
以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 議案第 89 号「令和 7 年度下川町一般会計予算」、日程第 3 議案第 90 号「令和 7 年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第 4 議案第 91 号「令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 5 議案第 92 号「令和 7 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第 6 議案第 93 号「令和 7 年度下川町下水道事業会計予算」、日程第 7 議案第 94 号「令和 7 年度下川町簡易水道事業会計予算」及び、日程第 8 議案第 95 号「令和 7 年度下川町病院事業会計予算」を一括議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

桜木 誠 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（桜木 誠君） それでは、今定例会議において当委員会に付託されました、議案第 89 号 令和 7 年度下川町一般会計予算、議案第 90 号 令和 7 年度下川町介護保険特別会計予算、議案第 91 号 令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 92 号 令和 7 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 93 号 令和 7 年度下川町下水道事業会計予算、議案第 94 号 令和 7 年度下川町簡易水道事業会計予算、

議案第 95 号 令和 7 年度下川町病院事業会計予算の審査について、当委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

審査結果の報告につきましては、皆さまのお手元に付託事件審査結果報告書が配布されていることから、簡潔に行いますので、御理解願います。

審査の経過としましては、令和 7 年 3 月 10 日から 11 日、17 日から 18 日の 4 日間におたり、予算審査特別委員会を開催し、理事者及び関係課長等の出席を求め、付託された各種会計及び公営企業会計予算の審査を行ったところであります。

審査に当たっては、提出された推進施策・事業概要書及び予算書などの審査資料を基に、歳入では、財源の確保に工夫はあるか、過大な見積りとなっていないか、また、歳出においては、新規・拡充・見直し事業が町民のニーズに沿ったものか、費用対効果はどうかなどに着目し、冒頭、副町長などから予算編成の要旨などについて説明を受けたところであります。

令和 7 年度の予算の概要は、一般会計で 60 億 6,600 万円、対前年度比 8.1%の増となったほか、企業会計の病院事業会計で 6 億 4,813 万円、対前年度比 7.2%の増となっており、7 会計総体では 89 億 1,050 万 6,000 円、対前年度比 3.8%の増となり、特に一般会計においては、27 年ぶりに 60 億円を超える過去 2 番目の予算規模となっております。

その主な要因は、令和 9 年度に供用開始予定の名寄地区衛生施設事務組合一般廃棄物中間処理施設整備に伴う負担金 3 億 6,184 万 7,000 円のほか、令和 6 年度に引き続いて実施される教員住宅（1 棟 8 戸）の整備、歯科診療所誘致事業などとなっております。

歳出予算の主なものは、今説明したとおりであります。一般会計の歳入予算では、主要財源である地方交付税を 29 億 4,000 万円とし、前年度当初より 5,000 万円、1.7%増を見込むほか、町税では、対前年度比 1.4%増の 3 億 4,954 万 7,000 円などを見込んでおります。

基金の状況は、令和 6 年度末の予定残高 19 億 1,716 万円に対し、令和 7 年度末では 18 億 7,665 万 6,000 円を見込んでおり、特別会計分を合わせた基金残高は、令和 6 年度末の予定残高 22 億 7,293 万 7,000 円に対し、令和 7 年度末では 22 億 1,390 万円を見込んでおります。

財政運営基準につきましては、「毎年度、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化」、「基金残高を標準財政規模の 50%以上確保すること」、「地方債残高を標準財政規模の 200%以下に抑制すること」とし、令和 12 年度を目標年度としており、基礎的財政収支は毎年度黒字化を達成しているほか、基金残高については、令和 6 年度末の見込みで標準財政規模の 58.4%、地方債残高については、令和 6 年度末の見込みで 164.3%であるとの説明を受けたところであります。

その後、所管課ごとに予算編成の概要などについて説明を受け、質疑、答弁が行われました。

その主な審査内容ですが、総務企画課では「令和 6 年度末をもって廃止となる行政情報告知端末の回収や周知方法などはどのように行われるのか。」に対し、総務企画課長などから「回収を行う機器や配線について、4 月の公区回覧「お知らせ」の全戸配布で分かりやすく周知したい。回収する機器を役場に持参された方には、しおりんポイント 2,000 ポイントを付与し、代理での回収も可能とするなど柔軟に対応したい。」との答弁がありま

した。

産業振興課・農業委員会では「今年の4月から産業振興基本条例が施行となり、農業・林業・商工業の各種審議会が横断的に一本化され、更に効率的で効果的な組織となっていくものと考えているが、審議会の開催予定や人選などはどのようなになっているのか。五味温泉の経営改善に向けて登用される外部人材はどのような立場の人で、それに係る経費はどのようなになっているのか。」に対し、「産業振興基本条例に基づく審議会は、農・林・商業部会の3部会で15名を予定し、早期開催に向け、それぞれ要となる組織や団体などを含めて人選を考え進めている。五味温泉の外部人材については、民間のコンサルタント企業に在籍する職員で、3年間の登用を予定しており、町はコンサルで支給される給与分を負担することとなる。」との答弁がありました。

町民生活課では「昨年度から新規事業として開始され補正減となった民間賃貸住宅建設促進事業は、今年度予算計上されていないが、今後はどのように考えているのか。」に対し、「昨年度は教員住宅の建設があり、町内の建設業者で対応できるところがなく、補正減となった。今年度も昨年度と同様に教員住宅の建設があることや資材価格の高騰などに伴い、現行の補助金上限額の3,500万円では対応が難しいとの話を受けていることから、当初予算で計上しなかった。今後は、補助金上限額の見直しや既存の中古住宅を改修して賃貸物件にする場合も補助対象にするなど、条例改正の検討を行っていきたい。」との答弁がありました。

以上、それぞれ所管課ごとに審査を行うとともに、審査の内容と委員間討議の結果を基に理事者の出席を求め、ふるさと納税の今後の取り組みの方向性についてなど、四つの点について、見解を求めたところであります。

1点目のふるさと納税の今後の取り組みの方向性については、「ふるさと納税の寄附金目標額は、以前1億円としていたが、新年度においては、これまでの実績に基づき、過大な予算見積りとならないよう5,950万円とした。ふるさと納税では、肉や魚介類、農産物、最近では特に米が人気の返戻品となっている。新たなふるさと納税ポータルサイトの活用や観光体験型の返礼品など、地域の魅力をいかした新規返戻品の開発に積極的に取り組み、予算の積み増しにつながるよう努力していく。」「企業版ふるさと納税については、以前町長のトップセールスで企業回りを行うのも効果的ではないかとの話があったが、初対面の企業にいきなり参加を促すのも難しいことから、まずは関係構築に取り組んでいく。」

2点目の地域おこし協力隊の任期後の処遇等については、「下川町は、他地域と比べかなり早く、平成22年から集落支援員として地域おこし協力隊を任用してきており、企業枠として「しもかわベアーズ」も発足した。これまで農業支援員や宅配スタッフなど50名余りを採用しているが、任用後は様々な事情により町外に流失している。」「定着するためには、地域の中で活動に対して十分な理解が得られなくてはならないことから、年1回開催している「しもかわベアーズ」の活動報告会などを通じて、地域との関わりの充実を図りながら定着につなげていく。」「地域おこし協力隊が3年の任期中に取得した様々な資格や得た経験、地域とのきずななどが町外に流失することは、本町にとっては大きな損失であると考えている。本人の意向確認も行いながら、任用後の定着に向けて行政も伴奏支援をしていく。」

3点目の部活動の地域移行への進め方については、「部活動の地域移行については、関

係する会議や基調講演を通して意見交換などを行ったが、保護者からの不安として、地域移行に関するアンケート調査を小学校の低学年に行って理解できるのか、本人がやりたいスポーツや文化活動に取り組めることはできるのかといった不安の声があるのは承知している。」「近年は、長時間労働の是正など、国が推し進める「働き方改革」によって、以前のように教員が部活動顧問として関わっていくことは困難となってきたことから、今後予定されている部活動の地域移行に関して、児童・生徒やその保護者に対し、それらの理解につながるよう具体的なイメージや様々な事例を提示するとともに、令和8年度にスタートが予定されている「(仮称) 下川町地域スポーツ・文化クラブ」への指導者登録が円滑に行われるよう十分な説明を行うなど、理解が得られるよう進めていく。」

4点目の公共施設の再編・統廃合等に伴う周知と合意形成については、「公共施設の再編と統廃合については、該当する施設の利用者などに対し、早期の説明と合意形成を図りながら進めてきたが、今後も行財政運営の効率化などに向けて、より一層早期の周知と説明や具体的な代替案を提示するなど、利用者の理解を得ながら合意形成を図り進めていく。」「公共施設の開館時間の縮小などについて、総合福祉センター「ハピネス」に関しては、施設の利用頻度の多い方々に対して早期に周知を行ったが、利用頻度が少ない方々や予約が不要で利用範囲が限定的な方々に対しては、不満が生じていることは認識している。今後もそのような施設が増加することが予想されることから、より一層早期の周知と説明を行い、利用者の理解を得ながら合意形成を図り、丁寧に進めていく。」との見解が示されたところであります。

審査意見として、令和7年度に計上された各種事務事業の予算は、おおむね住民ニーズに沿ったものであり、行財政運営の効率化や費用対効果の面でも妥当であるものと判断するとともに、理事者に求めた見解の4点についても明確で前向きな回答がありました。

当委員会として、地域おこし隊員をはじめとする様々な人材について、在町の際に取得した資格や地域と密接に関わったことに伴う貴重な経験など、本町において継続していかして行くことができるよう寄り添った対応と、部活動の地域移行については、令和8年度にスタートが予定されている「(仮称) 下川町地域スポーツ・文化クラブ」の立ち上げに向けて、関係する児童・生徒や保護者が不安を抱くことがないように、丁寧な説明などが行われるとともに、クラブへの登録と協力していただく指導者、町民にも十分な理解が得られ、円滑に部活動の地域移行が進められることなどに対して、大きく期待するものである。

以上、審査の結果として、当委員会は、令和7年度下川町各種会計予算及び公営企業会計予算について、付託された事件は原案どおり可決すべきものと決定しましたので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、これから一括して質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 89 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 89 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 90 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 90 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 91 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 91 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 92 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 92 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 93 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 94 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 95 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 96 号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 96 号 財産の無償譲渡について、提案理由を申し上げます。

本案は、本町が所有する町内全域の光回線網等の施設を、デジタルサービスの向上と、安全安心で安定したサービスの提供及び町の将来財政負担の軽減を図るため、東日本電信電話株式会社へ無償譲渡するものであります。

東日本電信電話株式会社とは、平成 23 年の運用開始以来、設備保守管理業務委託及び I R U 契約を締結し、これまで町民の皆さまにサービスを提供してまいりました。

令和 2 年に総務省が策定した、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関

するガイドライン」では、「自治体は、財政負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化・効率化を図り、地域住民への安定的なブロードバンドサービス提供を継続するため、民間移行を促進することが望ましい」とされておりますことから、I R U契約先である東日本電信電話株式会社と協議を行い、東日本電信電話株式会社より譲渡を受ける方針が示されましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第96号 財産の無償譲渡について、議案116ページ、そして議案第96号説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、提案の趣旨・目的でございますが、「下川町が所有する、町内全域の光回線網等の施設を、デジタルサービスの向上と、より迅速なサービスの提供及び町の将来財政負担の軽減を図るため、民間電気通信事業者に無償譲渡をするもの」でございます。

無償譲渡する財産でございますけれども、「下川町地域情報通信基盤整備事業で整備した、光回線網等の施設 一式」でございます。

無償譲渡の相手方につきましては、「東日本電信電話株式会社」でございます。

無償譲渡日につきましては、「令和7年4月1日」でございます。

これまでの経緯としましては、令和7年3月19日に仮契約を結びまして、議決を頂きましたら、本契約で4月1日に譲渡を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 96 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 97 号「議会の議決に付すべき財産の処分について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 97 号 議会の議決に付すべき財産の処分について、提案理由を申し上げます

本案は、議案第 72 号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例におきまして、「美桑が丘^{みくわおか}」を譲渡するため、必要な条例の改正を行うこととして御提案させていただき、可決いただいたところでありますが、「美桑が丘」の土地の処分について、5,000 ㎡以上の土地の処分になりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

このたびの処分につきましては、別紙に記載しております下川町南町の土地 13 筆を「特定非営利活動法人 森の生活」に譲渡するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくをお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田慎司 産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） それでは、議案第 97 号 議会の議決に付すべき財産の処分について、議案 117 ページ、118 ページ、それと議案第 97 号説明資料により、説明をさせていただきます。

本案につきましては、「美桑が丘」の土地の処分につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議決を求めるものでございます。

議案の別紙に記載の 13 筆、合計面積が 26,701.69 ㎡の土地につきまして、説明資料では赤枠で囲った箇所になりますが、そちらを「特定非営利活動法人 森の生活」に譲渡するものでございます。

売却予定金額につきましては、実勢価格に基づきまして記載の金額を予定してござい

す。

先日、議案第 72 号におきまして、「美桑が丘^{みくわ おか}」を公の施設から除外する議案を可決いただいたところですが、その後、「森の生活」と「町」との間に普通財産の仮契約を締結したところでございます。

これまで森の生活とは、令和 2 年 11 月に有償譲渡につきまして協議をさせていただいた以降、協議を重ねてきたところではありますが、そのような状況も踏まえまして、このたび、下川町財務規則の全部を改正する規則の施行についての通達第 3 節、法律上の規定に基づき設立された営利を目的としない法人と契約するとき、それと町の利益の増進につながると合理的に判断されるときに該当することから、随意契約による譲渡を予定するものでございます。

また、今後につきましては、「美桑が丘」の所有権が森の生活に移りましても、町民にとって身近な森として引き続き活用していただくために…日程はこれから調整ですけれども…町と森の生活との間でパートナーシップ協定を締結させていただいて、広く周知を町民の方にも図っていきたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 97 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 97 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 議案第 98 号「令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 98 号 令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 8 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度一般会計の第 8 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 164 万 6,000 円を追加し、総額を 56 億 8,384 万 3,000 円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、「美桑が丘」の土地売払いに係るものでございます。

補正予算の概要を申し上げますと、歳入では、財産収入の財産売払収入において、「美^み桑^{おか}が丘」の土地売払収入を計上しております。

歳出では、総務費の基金管理事務において、土地売払収入を、ふるさとづくり基金へ積み立てる経費を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 98 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 98 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 6 年下川町議会定例会 3 月定例会議を閉会いたします。

午後 3 時 7 分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により、挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 3 月定例会議の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変御多用のところ、本定例会議に御出席を賜り、3 月 6 日から本日まで長期間にわたる会議の中で、精力的に審議を賜り、全ての議案をお認めいただいたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、今定例会議の日程につきましては、3 月 10 日からの漏水の復旧作業に対応するため、日程変更など特段の御配慮を頂いたことに深く感謝を申し上げます。

水道の漏水事故につきましては、今後このような大規模な漏水になることがないよう、再度点検等を行うとともに、全体計画に基づきまして更新を進めてまいります。

審議中、それぞれの議案に頂きました御意見、そして一般質問での御提言等を踏まえまして、職員共々、第 6 期下川町総合計画の着実な推進を図るため、令和 7 年度の行財政運営を進めることにより、住み続けようと思うまち、住み続けられるまちを目指してまいりますので、議員各位、町民の皆さまには、変わらぬ御指導、御支援をお願い申し上げます。誠にありがとうございます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもって散会とします。お疲れさまでした。